

## 外郭団体等のあり方検討

### 関係資料



## 大阪市外郭団体改革計画【要約版】

大阪市

## ◆外郭団体等の方向性について

## (1) 団体の方向性（別冊「個別団体の方向性」参照）

○提言を踏まえ、本市は各団体を次のとおり分類

| 分類                           | 対象団体  |
|------------------------------|-------|
| ア 団体の存廃を含めて検討するもの            | 5 団体  |
| イ 統廃合を検討するもの                 | 36 団体 |
| ウ 資本的関与の見直しを検討するもの           | 2 団体  |
| エ 外郭団体等としての監理の必要性を検討するもの     | 35 団体 |
| オ 外郭団体等としての監理のあり方を見直しを検討するもの | 10 団体 |
| カ 団体を継続して活用するもの              | 30 団体 |

○外郭団体等の団体数については、118 団体（平成 22 年 7 月）を、平成 27 年度までに 3 分の 1 以下とすることを目標

## (2) 外郭団体等の今後の運営と活性化

○本市の外郭団体等として継続して活用するものは次の事項に取り組む

| 事項               | 取組み例                                  |
|------------------|---------------------------------------|
| 経営評価サイクルの確立とその活用 | 業績評価制度の導入                             |
| ガバナンスの確立         | 内部統制体制に対する取り組み状況の確認                   |
| 情報公開の推進          | 団体自身が存在意義や事業内容を公表                     |
| 新たに担う役割～自主事業の展開～ | 地域の活性化に寄与するなど積極的な自主事業の展開・民間からの雇用機会の増進 |
| 外郭団体等の連携         | 積極的な事業連携や人材交流の実施                      |

## (3) 公益法人制度改革への対応

○各団体の進捗状況を継続的に確認し、スムーズな移行に向けた指導・要請を実施

## ◆外郭団体等への本市の関与について

## (1) 人的関与の今後の取組み

○派遣職員は平成 22 年度の 315 人を平成 27 年度までに 2 分の 1 以下とすることを目標

○本市退職者の外郭団体等への役員就任や再就職

・本市退職者が再就職している役職員ポストについて、①本市OB職員の就任が必要なもの（※役員 39 ポスト）、②民間人及び本市OBを問わず広く募集すべき一般的な役職員のもの、③廃止を行うべきものに分類

①以外のものは順次必ず募集し、業務にふさわしい人材を登用

※固定化することなく、外郭団体改革の進捗状況にあわせて、適宜見直し

・職員として再就職している本市OB職員については、真に業務に見合った雇用や給与かを精査。特に満65歳を超える場合に対しては、民間公募による有期雇用職員を積極的に活用するなど、1年以内の解消を目指す

・本市OB職員の再就職においては、「人材データバンク」の活用

・本市退職者が就任する外郭団体等役員に関する報酬基準（単位：万円）

| 役員     | 報酬上限額（改定前） |       | 報酬上限額（改定後） | 参考   |
|--------|------------|-------|------------|------|
|        | ランクⅠ       | ランクⅡ  | 全団体        |      |
| 社長・理事長 | 960        | 1,070 | 900        | ▲15% |
| 専務・常務  | 780        | 870   | 業務に応じて     |      |
| 取締役・理事 | 700        |       | 630        | ▲10% |

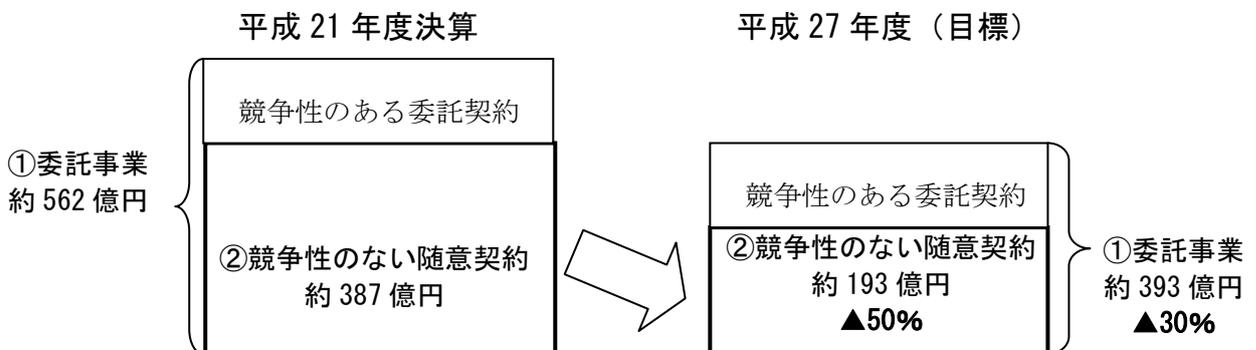
・業績評価制度を活用し本市OBが就任している外郭団体等の役員の経営責任を明確化

## （2）財政的関与の今後の取組み

○資本的関与は出資・出えんの見直し、持株会社化の検討、適正な配当の要求を実施

○団体資産の有効活用として、平成23年度中に外部専門家による外郭団体資産の調査・分析を実施し、株式上場の可能性についても検討するなど活用の方向性を精査

○委託事業は、必要性の再精査や競争性手続の導入により①外郭団体等への委託料総額を▲30%、②外郭団体等への競争性のない随意契約による委託料については▲50%を目標



・やむを得ず競争性のない随意契約により外郭団体等に委託する場合は、委託価格の妥当性の検証と委託理由の公表、再委託の見直し、委託料の適正な執行を実施

○補助金等は剰余金等を有する外郭団体等への必要性の検証を実施

### ◆ 今後の進め方について

外郭団体等については、その本来の役割を今後も果たしていくことはもちろん、地域の一員として自らが地域の活性化に主体的かつ計画的に取り組んでいくことが求められている。

本計画に基づき市民から外郭団体等が市民サービス向上の役割を担っていると認められることを目指し、平成27年度までの5年間、外郭団体等の改革に不断に取り組んでいく。